

審査基準(案)H28.7.25最新更新

審査事項	細審査項目	個別審査基準	審査	点数	配点	確認	審査項目の考え方	
1 定員増計画について (18点満点)	(1)定員増について (13点)	①2号・3号認定子どもの利用定員が、定員増数評価(※)により、次の範囲に該当する。 (a+b×3)以上、最も多い定員増数 ②2号・3号認定子どもの利用定員が、定員増数評価により、次の範囲に該当する。 (a+b×2)以上、(a+b×3)未満 ③2号・3号認定子どもの利用定員が、定員増数評価により、次の範囲に該当する。 (a+b)以上、(a+b×2)未満 ④2号・3号認定子どもの利用定員が、定員増数評価により、次の範囲に該当する。 a以上、(a+b)未満	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。	13 10 7 4		13	□ □ □ □ □	① 要件に定める条件を満たしている。 ② 基礎点については、各施設の相対評価とする。 ※ 2号・3号認定子ども(以下「2・3号」という。)の定員増数評価は、各計画における2・3号の利用定員の増員数を評価するものであり、2・3号の利用定員を増員する計画のうち、最も少ない2・3号の利用定員増数をaとし、このaと最も多い2・3号の利用定員増数の差額を4で除した値をbとして算出する。(2・3号の利用定員を増やす計画ほど点数が高くなるよう設定している。)
加点	(最大5点)	⑤2号・3号認定子どもの利用定員を30人以上増員する整備である。 ⑥2号・3号認定子どもの利用定員を20人以上30人未満増員する整備である。 ⑦2号・3号認定子どもの利用定員を15人以上20人未満増員する整備である。	加点 ⑤に該当する。 ⑥に該当する。 ⑦に該当する。	+5 +3 +1		+5	□ □ □	各施設の計画について絶対評価を行う。
2 年齢構成について (18点満点)	(1)年齢構成について (12点)	①3号認定子どもの利用定員の増数割合評価(※)により、次の範囲に該当する。 (c+d×3)以上、最も高い増数割合 ②3号認定子どもの利用定員の増数割合評価により、次の範囲に該当する。 (c+d×2)以上、(c+d×3)未満 ③3号認定子どもの利用定員の増数割合評価により、次の範囲に該当する。 (c+d)以上、(c+d×2)未満 ④3号認定子どもの利用定員の増数割合評価により、次の範囲に該当する。 c以上、(c+d)未満 ⑤3号認定子どもを増員しない整備である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。 E	12 9 6 3 0		12	□ □ □ □ □	基礎点については、各施設の相対評価とする。 ※ 3号認定子ども(以下「3号」という。)の利用定員の増数割合評価は、各計画の1号～3号の利用定員増数における3号の占める割合を評価するものであり、3号を増員する計画のうち、3号の占める割合が最も低い数値をcとし、このcと最も高い数値の差額を4で除した値をdとして算出する。(1号～3号の利用定員の増加分のうち、3号を増やす割合が多い計画ほど点数が高くなるよう設定している。)
加点	(最大5点)	⑥3号認定子どもの利用定員を10人以上増員する整備である。 ⑦3号認定子どもの利用定員を5人以上10人未満増員する整備である。	加点 ⑥に該当する。 ⑦に該当する。	+5 +3		+5	□ □	各施設の計画について絶対評価を行う。
加点	(最大1点)	⑧2歳児と3歳児の利用定員の差が3人以上有る施設。ただし2歳児の定員12人以上の施設とする。	加点 ⑧に該当する。			+1	□	小規模保育事業等の3歳以上児の受け入れに担い手となれる施設である。
3 施設の老朽度及び整備区分について (15点満点)	(1)施設の老朽度及び整備区分について (8点)	①民老施設の全面増改築である。 ②既存建物をそのまま活用する増築又は分園整備の計画である。 ③既存建物の一部を増改築する計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。	8 7 4		8	□ □ □	要件の要件に合致しているか。 ④～⑧経過年数について、基準日は登記簿に記載の建築年月日とする。時点は平成29年10月1日時点として経過年数を求める。
加点	(最大2点)	④①において、既存の各構造の区分(木造・非木造)において建築年数が最も古い施設である。 ⑤②及び③において、築年数が最も新しい施設である。	加点 ④に該当する。 ⑤に該当する。			+2 +1	□ □	④各構造それぞれに加点する。 ⑤②と③合わせた中から1施設に対して加点。
加点	(最大3点)	⑥①において、既存の各構造の区分(木造・非木造)において老朽度が最も高い施設である。 ⑦②及び③において、老朽度が最も低い施設である。	加点 ⑥に該当する。 ⑦に該当する。			+3 +2	□ □	⑥各構造それぞれに加点する。 ⑦②と③合わせた中から1施設に対して加点。
加点	(最大2点)	⑧①において各構造に対応する耐用年数を過ぎている建物である。	加点 ⑧に該当する。			+2	□	⑧耐用年数を向かえている全ての施設について加点する。
4 計画施設のプランについて (44点満点)	(1) 保育室及び遊戯室について (4点)	①保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積以上の遊戯室を設ける計画である。 ②保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の80%以上100%未満の遊戯室を設ける計画である。 ③保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の50%以上80%未満の遊戯室を設ける計画である。 ④保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に遊戯室を設ける計画である。 ⑤上記①から④に該当しない、2～5歳児の最低基準面積を保育室及び遊戯室で満たす計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。 E ⑤に該当する。	4 3 2 1 0		4	□ □ □ □ □	要件に定める計画となっているか。 ①～④については、各年齢における保育室で最低基準面積以上であることが条件
加点	(最大1点)	⑥保育室のみで最低基準面積の120%以上を確保する計画である。	加点 ⑥に該当する。			+1	□	
	(2) 乳児室又はほふく室について (6点)	①乳児室、ほふく室が最低基準面積に対して120%以上である。 ②乳児室、ほふく室が最低基準面積に対して110%以上120%未満である。 ③乳児室、ほふく室が最低基準面積に対して105%以上110%未満である。 ④上記①～③に該当しない、乳児室又はほふく室が最低基準面積を満たす計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。	6 4 2 0		6	□ □ □ □	①～③については、乳児室、ほふく室(各区分)のいずれもが最低基準面積以上であることが条件
加点	(最大4点)	⑤乳児室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の0歳児定員9人以上の場合に加点する。 ⑥ほふく室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の1歳児定員12人以上の場合に加点する。	加点 ⑤に該当する。 ⑥に該当する。			+2 +2	□ □	⑤⑥ ④の場合でも加点となる場合もある。
	(3) 保育室等について (4点)	①乳児室又はほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の200%以上である。 ②乳児室又はほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の175%以上200%未満である。 ③乳児室又はほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の150%以上175%未満である。 ④上記に該当しない場合	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。	4 3 2 0		4	□ □ □ □	
	(4)各種施設計画について (最大5点)	①仮設施設を要さない整備計画である。 ②児童用の便器の数について、大便器(計画定員÷20)個+1、小便器(計画定員÷30)個+1のいずれについても、それ以上の個数を設置している。 ③職員室(事務室)とは別に明確に区画される職員休憩室がある ④子育て支援事業専用室がある。(一時預かり事業専用室及び放課後児童クラブ専用室は除く) ⑤施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。 E ⑤に該当する。			+2 +0.5 +0.5 +1 +1	□ □ □ □ □	加点方式とする。 ②少数点以下は切上とする。 ③「護壁等で仕切る」といった考え方では加点の要件にはならない。 ④当然、事業内容についても十分検討されていることが加算の条件。 ⑤様式●号を確認し、内容について審査を行う。
	(5)特別保育事業等について (最大14点)	①一時預かり事業(一般型)の実施を計画し、10人程度の専用室(有効面積30.00㎡程度)を設ける計画である。※1ただし、職員配置についても十分に考慮していることを条件とする。※2既に実施している施設については、全面的に増改築とした場合のみ加点する。 ②特別支援保育事業の実施を行っている施設又は新たに定員3名で実施希望する施設。 ③特別支援保育事業の実施を行っている施設で既存定員+3名又は新たに定員6名で実施希望する施設。 ④特別支援保育事業の実施を行っている施設で既存定員+6名以上又は新たに定員9名以上で実施希望する施設。 ⑤放課後児童クラブを施設に併設させる計画である。※事前協議書提出後、市が必要と認めた事業者のみ加点。	A ①に該当する。 B ②から④の②に該当する。 C ②から④の③に該当する。 D ②から④の④に該当する。 E ⑤に該当する。			+5 +2 +3 +4 +5	□ □ □ □ □	加点方式とする。 ①整備計画書提出後は、事業者の都合による当該事業内容の辞退は認めない。 ②～④補助事業として採択できなく、実施できない場合がある。ただし、整備計画書提出後は、事業者の都合による当該事業内容の辞退は認めない。 ⑤面積等の要件については、事前協議事項を確認すること。
	(6)屋外遊戯場について (最大1点)	①2歳以上児に必要な屋外遊戯場の面積を園舎と同一の敷地内又は隣接する土地に確保する。	A ①に該当する。			+1	□	幼保連携型認定こども園を計画する場合は必須である。
	(7)保護者の利便性について (最大3点)	①施設と隣接して駐車スペース「計画定員数÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。 ②施設の利用者玄関から半径30m以内に駐車スペース「計画定員数÷10」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。			+2 +1	□ □	①隣接とは一般的に考えられる、正面駐車場・側面駐車場・正面裏駐車場等である。 ②施設利用者玄関と駐車場の位置関係、直線距離、縮尺がわかる図面を必ず添付すること。審査については、経路等を考慮し採点を行う。
	(8)資源有効活用整備について(最大2点)	①資源を有効活用する整備である(※)。 ※建物に固定して一体的に整備する資源有効活用整備とする(水の循環・再利用の整備、生ごみ等処理の整備、ソーラーの整備、その他環境保全のための整備であって必要と認められるもの)。なお、本市における補助金の加算については当該設備費用の総額が1,200万円又はそれ以上の費用が発生する場合とする。	A ①に該当する。			+2	□	旭川市が採用した設備の事例「地中熱利用冷暖房システム」。複数設備の導入も可とする。また、「旭川市地球温暖化対策実施計画(区域施策編)」にも整備計画を照らし合わせ加点を検討することとする。
	(9)市の負担割合について (最大1点)	①幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の整備計画である。	A ①に該当する。			-1	□	国補助率が1/2であることから、保育所部分(2/3)と比較すると市の負担額が多くなることから、市の財政状況を鑑み減点項目とした。
5 資金計画 (10点満点)	(1)自己財源等について (7点)	①自己資金が、法人等の前年度決算及び預貯金等と照らして十分である。 ②整備事業費に占める借入金の比率が、一般的同種・同規模の整備事例と比して高率(30%以上)となっていない。 ③寄附受領を予定しない、もしくは社会通念上寄附者の生活維持に支障がないと認められる額の寄附受領が確保である。 ④借入金の償還計画について、運営費等を含めた償還財源が十分である。	A ①～④のすべてが該当する。 B ①～④の3つが該当する。 C ①～④の2つが該当する。 D ①～④の1つが該当する。 E ①～④のいずれも該当しない。	7 5 3 1 0		7	□ □ □ □ □	①当期末支払資金残高及び各種積立金がある。ただし、積立金が著しく少額の場合は十分と判断しない。 ②整備事業費とは平成29年度にかかる全ての事業費(土地代等も含む)の合算とする。 ④平成28年度の処遇改善費の基礎分の範囲内で償還可能かを判断する。試算については、平成28年度の処遇改善費基礎分を用い、入所の人数は計画利用定員とすること。 Eに該当の場合については、整備を計画するに当たらない法人と判断し、審査対象としない。(失格とする)
加点及び減点	(最大3点)	⑤借入金の予定がない。 ⑥償還計画が20年以内であり、借入金の単年度の返還額が処遇改善加算の基礎分を4%とした場合の金額の範囲となっている。 ⑦平成27年度の公定価格において減算項目がある。	加点 ⑤に該当する。 ⑥に該当する。 減点 ⑦に該当する。 ①			+2 +1 -3	□ □ □	⑥償還期間20年を超える償還計画の場合は加算はない。試算にあたっては、入所の人数は計画利用定員とすること。 ⑦特定・教育保育施設として有るべき状況ではないことから、減点とする。
個別基準の適用方法		合計点						